

諮問第1号

相楽都市計画 用途地域の変更

(精華町決定)

計画書

京都府 精華町

相楽都市計画用途地域の変更（精華町決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	248.6ha	6/10 以下	4/10 以下	10m	35.1%
	105.3ha	8/10 以下	5/10 以下	10m	14.9%
小 計	353.9ha				50.0%
第二種低層住居専用地域	8.4ha	8/10 以下	5/10 以下	10m	1.2%
第一種中高層住居専用地域	17.7ha	20/10 以下	6/10 以下	15m	2.5%
第二種中高層住居専用地域	41.3ha	20/10 以下	6/10 以下	15m	5.8%
第一種住居地域	97.1ha	20/10 以下	6/10 以下	15m	13.7%
第二種住居地域	13.6ha	20/10 以下	6/10 以下	15m	1.9%
準住居地域	4.1ha	20/10 以下	6/10 以下	15m	0.6%
近隣商業地域	12.7ha	20/10 以下	8/10 以下	15m	1.8%
	4.6ha	30/10 以下	8/10 以下	20m	0.6%
小 計	17.3ha				2.4%
商業地域	29.1ha	40/10 以下	8/10 以下	—	4.1%
準工業地域	126.1ha	20/10 以下	6/10 以下	31m	17.8%
合 計	708.6ha				100.0%

「位置図および区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、相楽都市計画区域区分の変更を行う区域について、計画的かつ合理的な土地利用を図るため、用途地域の変更を行うものである。

新旧対照表

種類	面積		備考	
	新	旧	建築物の容積率	建築物の建ぺい率
第一種低層住居専用地域	248.6ha	248.2ha	6/10 以下	4/10 以下
	105.3ha	105.3ha	8/10 以下	5/10 以下
小 計	353.9ha	353.5ha		
第二種低層住居専用地域	8.4ha	8.4ha	8/10 以下	5/10 以下
第一種中高層住居専用地域	17.7ha	17.7ha	20/10 以下	6/10 以下
第二種中高層住居専用地域	41.3ha	41.3ha	20/10 以下	6/10 以下
第一種住居地域	97.1ha	97.1ha	20/10 以下	6/10 以下
第二種住居地域	13.6ha	13.6ha	20/10 以下	6/10 以下
準住居地域	4.1ha	4.1ha	20/10 以下	6/10 以下
近隣商業地域	12.7ha	12.7ha	20/10 以下	8/10 以下
	4.6ha	4.6ha	30/10 以下	8/10 以下
小 計	17.3ha	17.3ha		
商業地域	29.1ha	29.1ha	40/10 以下	8/10 以下
準工業地域	126.1ha	126.1ha	20/10 以下	6/10 以下
合 計	708.6ha	708.2ha		

理由書

本都市計画は相楽都市計画区域区分の変更に合わせて新たに市街化区域となる土地の区域について、計画的かつ合理的な土地利用を図るため、用途地域の変更を行うものです。

なお、今後、関西文化学術研究都市の『南田辺・狛田地区』の狛田東地区の土地利用計画が明らかになった時点で必要な見直しを行なうこととし、それまでの間の暫定的な用途地域として決定するものです。